

# ダイオクイッカー



によるダイオキシン類受託分析のご案内

弊社のダイオキシン類簡易測定方法が環境大臣が定める測定方法として告示されました。

弊社では、本技術を「ダイオクイッカー」として提供すると共に

本測定方法によるダイオキシン類受託分析を実施しております。

公定法としての適応範囲

- ・焼却能力2t/時未満の廃棄物焼却炉
- ・ばいじん・燃え殻(焼却能力の限定はありません)
- ・廃棄物焼却炉解体工事前の付着物状況調査



「ダイオクイッカー」は、上記方法を用いて、株式会社タクマ、東洋紡績株式会社により開発・製品化されたダイオキシン類測定キットです。

## 分析定価

排ガス ￥50,000 (サンプリングは、別途有償)

ばいじん ￥50,000

燃え殻 ￥50,000

(数量・納期等による割引については、お問い合わせください。)

## 納期

通常 5営業日を基本とします。

(試料種類・数量によって変わりますので、お問い合わせください。)

## 定量下限

排ガス 0.01 ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub> (ただし、試料量 4 m<sup>3</sup><sub>N</sub> を用いた場合)

ばいじん 0.004 ng-TEQ/g (ただし、試料量 10 g を用いた場合)

燃え殻 0.001 ng-TEQ/g (ただし、試料量 50 g を用いた場合)



ダイオキシン類測定キット 「ダイオクイッカー」

## 試料採取

試料の採取は専門的な知識や機器を必要としますので、特定計量証明事業者等の専門業者に依頼されることをお勧めします。弊社でも試料採取をお受けいたしております。費用等は、別途ご相談ください。

## 報告形式

排ガス・ばいじん・燃え殻共に「計量証明書」は発行できません。  
排ガスにおいて、現在計量証明になっているのは実測濃度であり、毒性等量（TEQ値）は、現在でも対象外です。  
ダイオキッサー測定値は毒性等量値であるため、計量証明にはなりません。  
ばいじん・燃え殻は、そもそも計量証明対象外です。



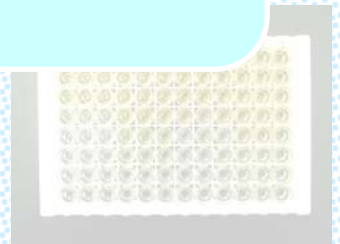
## 持込試料

採取済試料の持込みによる受託分析も受付けておりますが、この場合、「分析結果報告書」に持込み試料である旨を記載させていただきますので、ご了承ください。

粗抽出液での持込み等は、別途相談させていただきます。  
この場合、下記「技術の範囲」にご留意ください。

## 技術の範囲

「環境省告示第92号」にある通り、本技術の範囲は、「前処理から測定まで」です。  
そのため、前処理においては少なくとも「多層シリカゲルカラム及びカーボンカラム」を使用しなければなりません。  
また、告示と共に公開された『**ダイオキシン類にかかる生物検定マニュアル(排出ガス、ばいじん及び燃え殻)**』にも準拠していることが必要です。



お問い合わせ・申し込み先

株式会社環境ソルテック

<http://www.k-soltech.co.jp>

〒676-8540 兵庫県高砂市荒井町新浜1丁目2番1号

TEL.0794-43-6508 FAX.0794-43-6510 e-mail : [info@k-soltech.co.jp](mailto:info@k-soltech.co.jp)

計量証明事業所登録（兵庫県）  
特定計量証明事業所登録  
作業環境測定機関登録